

全国障害者問題研究会の研究誌

障害者問題研究

第52巻 第3号

特集

障害のある人の人権と
社会保障裁判

Vol.52

No. 3

を読む会

日時 2025年1月9日 (木)

18時30分～21時



障害のある人の人権保障において、裁判運動の果たした役割は大きい。今日の障害のある人の人権状況を勝ち取ってきた歴史に学ぼう。

担当編集委員 濱畑芳和 (立正大学)、山本忠 (立命館大学)

【話題提供】 鼎談 障害のある人の人権と社会保障裁判 より

井上英夫さん (金沢大学名誉教授) 藤原精吾さん (弁護士)

藤井克徳さん (日本障害者協議会)

【参加者の意見交流】

- 参加費無料。お手元に当該号をご用意ください。
- 読む会参加申し込みフォーム(右)から注文できます。

参加申込



問い合わせ 全障研事務局 info@nginet.or.jp

特集にあたって

山本忠（本誌編集委員）

「法の目標は平和であり、それに達する手段は闘争である」という書き出しで始まる 19 世紀の法学者イェーリングの名著『権利のための闘争』は「不法な侵害に対する自己の権利の防衛闘争は、権利者自身に対する義務であると同時に、政治、国家をよくするための社会への義務である」と説く。

障害のある人々の人権保障の歴史においても、数々の裁判運動が大きな役割を果たしてきた。古くは朝日訴訟、堀木訴訟から始まり、1990 年以降は児童扶養手当の視覚障害者への広報義務をめぐる永井訴訟、学生無年金障害者訴訟などが続き、最近では 65 歳以上障害者の介護保険優先原則の違法性を争う裁判として浅田訴訟・天海訴訟、また優生保護法国賠訴訟、そして和歌山等での 24 時間介護保障を求めた訴訟などが続いている。中でも障害者自立支援法違憲訴訟は、障害者福祉政策を正面から問う裁判として提起されたが、2010 年の基本合意・和解をふまえ、現在でも当事者が参加する政策協議が継続している点において、歴史的画期をなしたものであった。さらに 2024 年 7 月 3 日最高裁大法廷は、優生保護法国賠訴訟について原告全面勝訴の判決を下したのである。

こうした一つひとつの裁判運動の積み重ねによって、今日の障害のある人の人権状況が勝ち取られてきたことに私たちは確信をもつことができるだろう。しかし、2022 年の国連障害者権利委員会から日本政府に出された勧告（総括所見）にみられるように障害者権利条約が求める国際水準からみるとまだまだ多くの課題が残されていることも疑いようのない事実であり、私たちはなお闘い続けなければならないのである。

本特集は、1957 年に朝日訴訟が提訴されて以降 70 年近くにわたる障害のある人々をめぐる社会保障裁判運動の展開をふり振り返りながら、今日までの人権保障の発展の到達点を確認し、日本における人権保障確立の時代を展望していくことを目標としている。

まず、長年にわたり日本の社会保障裁判や障害のある人の人権保障運動の先

頭に立って理論的・実践的に奮闘してこられた三者による鼎談（ていだん）を用意した。井上英夫さん（法学者）、藤原清吾さん（弁護士）、藤井克徳さん（運動家）らの鼎談から、私たちは裁判や運動のもつ意義について多くのことを学ぶことができるだろう。

次に2本の論考を用意した。濱畑芳和論文「社会保障裁判の展開と障害のある人の人権の到達点」は本特集全体を総括するものである。藤岡毅論文「障害者自立支援法違憲訴訟の意義と今後の展開」は、全国弁護士事務局長として関与されてきた立場から意義と課題を総括するものである。

本特集最後の4本の報告は、福祉サービスの権利、交通権・移動権、労働権等の権利保障に実践的にかかわってこられた当事者、弁護士、研究者に寄稿を依頼した貴重なものである。（やまもと ただし 立命館大学教授）

■この号のもくじ■

特集にあたって 山本 忠 1

鼎談 障害のある人の人権と社会保障裁判

●井上英夫・藤原精吾・藤井克徳 / 進行・まとめ 山本 忠 2

社会保障裁判の展開と障害のある人の人権の到達点 ●濱畑芳和 16

障害者自立支援法違憲訴訟の意義と今後の展開 ●藤岡 毅 24

報 告

障害者福祉サービスと介護保険をめぐる訴訟 ●呉 裕麻 32

24時間介護保障訴訟における到達点と課題 ●金川めぐみ 37

駅無人化反対訴訟の意義とその現状 ●徳田靖之 43

視覚障害を理由とする不当配転訴訟 ●山口雪子 49

連載 実践に学ぶ

特別支援学校高等部の実践 映画づくりに青春を燃やす 渡邊陽香 54

【渡邊実践に学ぶ】寺川志奈子 60

障害者作業所の実践 「自分らしく働き、暮らす」を支援する 日下部育子 62

【日下部実践に学ぶ】山田宗寛 68

連載 ワイドアングル

包括的性教育——〈4つの柱〉に着目して 堀川修平 70

動 向

恵庭市の障害者虐待事件について 船山暁子 76

● 読む会へのおさそい ●

2024年7月、画期的なできごとがありました。優生保護法国賠訴訟で最高裁は原告勝訴を言い渡し、「優性上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的としたこの法律が、幸福追求権・平等に反し尊厳を侵害したとして、立法当初から違憲であったと断じました。政府および国会は被害者に謝罪し、問題の解決を約束しました。多数の被害者（政府の把握する被害者8万4千人。じっさいにはもっと多い）を背にたちあがった39人の原告がその歴史の一頁を切り開いたのでした。

障害者の権利保障の運動のあゆみに数々の社会保障裁判はつながっています。1967年に誕生した全障研は、『人間裁判』として憲法第25条・生存権と生活保護法の内容で争った「朝日訴訟」（1957年～1967年）にも障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止規定の合憲性を争った「堀木訴訟」（1970年～1982年）にも学び、それらのたたかいかかわった会員もたくさんいました。社会保障裁判は今日まで発達保障の実践であり、人権保障の「学校」でもありました。

人権ってなんだろう。この特集から学びはじめる人も、ともに歴史を歩んできた人も、今回の読む会から未来への一歩をたしかめましょう。



読む会はオンラインリモートです

『障害者問題研究』は、全障研の研究誌として、毎号、特集はじめ発達保障実践を深めていくための記事を掲載しています。全国各地から、教員・療育・成人分野・当事者・家族などさまざまな立場、職種がひとつの場に集い、学び合い、語り合います。

全障研出版部

新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田関口ビル 4階

電話 (03) 5285-2601・FAX (03) 5285-2603 www.nginet.or.jp

お求めは

